

乳房温存療法についての説明義務

【質問】

先日の新聞で、乳癌の患者さんに対し乳房切除術を実施した症例について、切除手術自体は成功したけれども医師の責任を認める最高裁判決があったとの報道がありました。

どのような点が問題になるのでしょうか。

【回答】

乳癌の治療において、再発の危険をより少なくするために乳房全摘手術をするか、患者の心理的影響を考慮し外観上乳房の温存をはかりながら手術をするかは難しい問題です。

もとより、患者の乳癌の状態がどのような段階であるか適応の判断が重要ですが、いずれの療法をとるべきかについて患者の自己決定権をどこまで尊重するか、更に患者に対し治療法として乳房温存療法が存在することをどの程度説明する義務があるかという点も問題になります。

乳房温存療法に関する裁判例として、既に判例集に掲載されているものを挙げると以下のとおりです。

- ①医師が乳癌の患者に対して乳房切除術を実施した事案について、その医師に、乳房切除術と乳房温存療法について十分説明してどちらの術式を選択するのかの機会を患者に与える診療契約上の説明義務違反があると認定した事例【大阪地判平成8. 5. 29】。

この判決は、医師が手術のような侵襲的医療行為を行う場合

には、患者の自己決定権を尊重し、その同意を得るために、当該疾患の診断結果、手術の内容、危険性、他に選択可能な治療方法とその利害得失、予後について説明する義務があるとし、乳癌の手術に際しては、乳房が体幹表面にあり女性を象徴するものであること、乳房の喪失は患者に身体的障害を来すのみならず、その外観上の変貌による精神、心理面への著しい影響を及ぼすものであることから、生存率の向上に併せて、患者の精神的側面や生活の面における質の向上（クオリティオブライフ）にも配慮して、患者の自己決定の機会を失わせることのないように説明すべき義務を負っていると判示し、そして、患者の乳癌の状態が乳房温存療法の適応にあるとされていたものであったことを認め、乳房温存療法について、平成3年2月当時、専門医の間でその安全性、有効性が一応確立されつつあったこと、被告は専門医としてそのことを知り得たことを認定した上、乳房を切除するか否かは、女性にとっては、単に生存率だけの問題ではなく、生活の質に深く関わる問題であることを指摘し、当時、既に専門医の間で温存療法の適応基準を満たしていると言われていた乳癌については、救命を使命とする医師の裁量権は後退し、患者の自己決定権が優先されるべきであるとして説明義務違反を理由に損害賠償を認めたものです。

②乳癌患者に施行された乳房切除術につき、乳房温存療法は手術当時の医療水準に達していなかったものの、乳房温存療法についての説明義務違反が医師にあるとして、慰謝料請求が認められた事例【京都地判 平成9. 4. 17】。

これらに対し、乳房温存療法の実施義務及び説明義務を否定した判決例として次のものが挙げられます。

- ③乳癌で乳房全摘手術を受けた患者の診療過程で、医師に、乳房の腫瘤の取り残しや腫瘤の増大・悪性を放置した過失はなく、昭和62年当時、乳房温存療法が確立された治療法とはいえなかったことを理由に、患者に乳房温存療法を実施すべき義務はなく、治療法としての乳房温存療法を説明する義務もないとされた事例【東京地判 平成5. 7. 30】。
- ④平成3年2月における乳癌手術につき、乳房温存療法を実施しなかったことに違法はなく、同療法についての説明義務違反もなかったとされた事例（①の控訴審判決）【大阪高判 平成9. 9. 19】。

ご質問にある最高裁判決は、平成13年11月27日の最高裁第三小法廷判決と思われませんが、この判決は「常に説明義務があるわけではないが、それまでに相当数の手術例があり患者自身に強い関心がある場合には、たとえ医師が乳房温存療法に消極的でも知っている範囲で説明すべき義務がある」との判断を示して、大阪高裁判決（④の判決）を破棄し、同高裁に審理を差し戻したものです。

この最高裁判決は、乳房温存療法に関する説明義務について一審大阪地裁判決（①の判決）と趣旨を同じくするものといえます。

